

# 千葉ボラサポート 会則

(名 称)

第1条 本会は、千葉ボラサポートと称する。  
所在地を〒295-0023 千葉県南房総市千倉町川口 418 とする。

第2条 本会は、支援活動を行うことで被災地が1日でも早く復旧し被災者が復興に立ち上がるサポートを目的とし必要な事業を行う。  
活動範囲については南房総市、館山市、鴨川市とし、必要に応じてその他の地域においても活動するものとする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、令和元年9月10日に設立し、次の事業を行う。

- (1) 緊急災害支援事業。
- (2) 災害での住宅支援者支援事業。
- (3) ボランティアコーディネート事業。
- (4) 様々な情報提供事業。
- (5) 物品、飲食物の販売事業
- (6) その他、当団体の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで入会申し込みをした個人とする。

(災害補償規定)

第5条 当団体会員が活動中に被った身体障害に対してこの保証規定に基づき災害補償金を給付する。

① 傷害

死亡保険金額 1,500 万円

入院保険金日額 12,000 円

通院保険金日額 12,000 円

\*その他保障内容は別紙保険証券写しを参照のこと。

② 自動車保険料等級ダウン補償

当団体の会員の活動目的のために自動車(当団体所有の車及びレンタカーを除く)を運転中に事故を起こし、その自動車に付保されている任意加入の自動車保険から支払を受けることにより、継続契約の割増引に影響が出る場合には、自動車保険等級ダウン見舞金を支給する。

2. 見舞金の支給金額は次のとおりとする。

(1) 普通車 5 万円

(2) 軽自動車・小型二輪車 3 万円

(3) 原付(125cc以下) 1 万円

3. 次の場合は見舞金を支給しない。

(1) 活動目的外の事故

(2) 故意または重大な過失によって生じた損害

(3) 継続契約の保険料に保険金支払いによる影響がない場合(無事故割引等級制度を設けていない場合も含みます)

4. 支給を受けるものは、次の書類を提出しなければならない。

(1) その自動車に付保されている自動車保険契約から支払を受けたことを証する書類

(2) その他当団体が必要と認めた書類

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長、1名 理事、1名 会計、1名 顧問、1名

- ・会長は会務を総括し、会を代表する。
- ・会計は会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

(役員を選出)

第7条 会員・理事・会計は運営（役員）会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期終了でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

役員が次の各号のどれかに該当するときは会長の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき。

(役員任務)

第9条 会長は本会を代表して会務を掌る。

役員は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

(顧問及び監査)

第10条 本会に顧問及び監査を置くことができる。

顧問及び監査は会長、役員がこれを推薦することができる。

(経費等)

第11条 本会の経費は助成金・寄付金その他の収入を以って充てる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

第13条 この会則の施行に当たり必要な事項は会長が役員に諮り別に定める。

第14条 運営（役員会）は会長、役員をもって構成する。

運営（役員会）は本会で議決した事項の執行に関する事項及びその他の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(総会)

第15条 この会の定時総会は事業年度終了後2か月以内に開催し、必要の都度臨時総会を開くことができる。

1. 総会の招集は会長が行う。
2. 総会の議長は会長が務める。
3. 会員は必要に応じて議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。
4. 総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開き議決することは出来ない。
5. 議案の決議は出席者過半数の賛成でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
6. 総会の決議事項及び報告事項は次のとおりとする。
  - (1) 規約の改正に関する事項
  - (2) 役員改選
  - (3) その他必要と認められた事項

(事業報告書)

第16条 会長は毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し監査を経て役員会の承認を得なければならない。

(附 則)

本会則は、令和元年9月10日より施行し、本会の活動も同年月日より行うものとする。  
令和2年4月 第5条 災害補償規定 を追加。

この書面は千葉ボラサポートの会則の原本の内容と相違あるものではありません。